

医療法人社団壬秀会 みんなの整形デイ・ケア 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 壬秀会が設置するみんなの整形デイ・ケア(以下「事業所」という。)において実施する指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学・作業療法士、看護師等の看護職員、介護職員(以下「通所リハビリテーション従事者」という。)が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供することを目的とする。

(指定通所リハビリテーション運営の方針)

第2条

この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岐阜市条例第73号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーション運営の方針)

第3条

この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、岐阜市指定介護予防サービス等の人員設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岐阜市条例第78号)に定める内容を実施するものとする。

(事業所の名称)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みんなの整形デイ・ケア
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市三田洞904-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤医師)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

理 学 療 法 士 1名以上

介護職員 4名

通所リハビリテーション従事者は、指定通所リハビリテーションの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14～15日、12月30日～翌年1月3日をのぞく。(法人の都合により変更することがある。)

- (2) 営業時間

午前8時から午後5時までとする。

- (3) サービス提供時間

1単位 午前8時30分から午後0時00分までとする。

1単位 午後0:45分から午後4:15分までとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第7条

事業所の利用定員は1単位、20名とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条

指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察

- (2) 個別リハビリテーション
- (3) 集団リハビリテーション
- (4) 送迎
- (5) 時間延長サービス

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第 9 条

指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 運動器機能向上訓練
- (3) 送迎

(利用料等)

第 10 条

指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。
- 3 その他、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条

通常の事業の実施地域は、岐阜市、関市、山県市の区域とする。

(衛生管理等)

第 12 条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、

又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 この指定通所リハビリテーション事業所（指定介護予防通所リハビリテーション事業所）において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 13 条

利用者は事業所内におけるすべての設備、器械及び器具の使用について、通所リハビリテーション従事者の指示に基づき、当該施設サービスの利用に当たるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 14 条

指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第 15 条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第 16 条

指定通所リハビリテーション（指定介護通所リハビリテーション）の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）の提供に関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業は、提供した指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 17 条

本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関する記録を整備し、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団壬秀会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年10月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 22 年 2 月 1日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1日から施行する。

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年 2 月 1日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。